

社会労働委員会議録第四十九号

昭和三十一年五月二十五日(金曜日)

午前十四時四十一分開議

出席委員

委員長 佐々木秀世君

理事大坪 保雄君 理事中川 俊思君

理事野澤 清人君 理事藤本 捨助君

理事滝井 義高君

植村 武一君 小川 半次君

草野 一郎平君 熊谷 憲一君

小島 徹三君 小林 郁君

田子 一民君 田中 正巳君

中村三之丞君 八田 貞義君

林 博君 亘 四郎君

井堀 繁雄君 長谷川 保君

八木 一男君 山口シヅエ君

出席政府委員

厚生政務次官 山下 春江君

厚生技官(公衆衛生局長) 楠本 正康君

厚生事務官(業務局長) 森本 潔君

委員外の出席者 専門員 川井 章知君

五月二十三日

委員大橋武夫君、岡良一君及び前田榮之助君辞任につき、その補欠として南條徳男君、大西正道君及び堂森芳夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十五日

委員大西正道君辞任につき、その補欠として岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

理事岡良一君同月二十三日委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件 理事の互選

へい、猥褻処理場等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)(参議院送付)

採血及び供血あつせん業取締法案(内閣提出第二二二号)(参議院送付)

〇佐々木委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。去る二十三日理事岡良一君が委員を辞任せられたに伴い、理事に欠員を生じておりますので、その補欠選任を行わねばなりません。選挙の手續を省略して委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇佐々木委員長 御異議なしと認め、理事に岡良一君を指名いたします。

〇佐々木委員長 へい、猥褻処理場等に関する法律の一部を改正する法律案及び採血及び供血あつせん業取締法案の二法案を一括議題とし、審査を進めます。発言の通告がありますのでこれを許します。滝井義高君。

〇滝井委員 まずへい、猥褻処理場の方から先に御質問いたしたいと思うのですが、環境衛生を良好にしていけるために

は、当然国民の衛生思想というものが向上しなければならぬと思うのです。現在の日本の厚生行政を見てみますと、健康保険とか生活保護というものが、いわば救済的な政策というものがあつて進んでおられます。進んでおると言うよりかやがらざるを得ないところを追い込まれておるようでありまして、その防衛的な面、これを医学の方で言えば予防的な面がむしろ欠けておる。ここ数年來の厚生省における予算の使用状況を見ましても、現実に病氣になつた医療をどうしていくか、あるいは現実に貧乏になつて食えなくなつた大衆をどうするかというふうなことに追い回されて、貧乏に転落することを防ぎ、病氣になることを防ぐ政策というものがきわめて看板倒れになつて、これがどうも予算面においても実施を見ない情勢がだんだん出てきました。おそらくこういう情勢はますます今後強くなるのじゃないかと思つて、そういう中でここにへい、猥褻処理場等に関する法律の一部を改正する法律案が出ておるわけですが、この提案理由の中に、蚊とハエのいない生活実践運動をさらに実施せらしめるためにということになつておるわけでありまして、日本においてそういうように貧乏になつたり病氣になつたりすることを防ぐためには、やはり生活の実践運動というものが強く実施せられてこなければならぬと思つて、ところが実践するには、これは競争中のように信

念だけではない、やはり実践とい

うものは理性によつて導かれていかなければならない。かつてのように、竹やりで競争に勝つというわけには参らぬと思つて、だから強い信念なり実行力というもの、科学という合理性というもの、科学という合理性というもの、科学という合理性というものが、厚生省は一体どういふ指導をして、具体的にどういふ運動を展開しようとしておるのか、この点をまず政務次官から明白に願いたいと思つて、

〇山下(参)政府委員 滝井先生の御指摘の通りでありまして、厚生省の仕事は救済政策に追い回されておるということであつてはならないのでありまして、ポーター・ラインに在る者を転落させないといういわゆる予防的厚生行政、すなわち常にそういうことに一つの大きな理想のともしびをともしていかなければならぬということに御指摘の通りで、私もさう考へております。予算上から見て、そういうことは宣伝倒れになつていて、何も実行できない状態ではないかというご意見でございます。しかしながら蚊とハエがいないというところが、今事実病氣になつたその施策をどうするかという大きな原因であることも実はよく承知しておるわけで、数年來、幸いにしてそういうことを厚生省が唱えますことに世論の非常に強い支持をいただ

いておりますので、ことしこそはということで予算面におきましても、強力にこれを獲得しようと思つて、段階に至りませんが、まことにささいな予算でございまして、何を申しましても実行するのがなかなか困難だといふような状態になつておるのであります。しかしながら、私も厚生省は、この問題はいろいろ日本の産業上から見ても、あるいは衛生上の見地から見ても、何としても徹底的にやらねばならないということ、予算はございませぬけれども、その熱意はさますことなして、あらゆる厚生行政の基幹をなす非常に重大な要素を持つておる問題として今後推進いたします。三十二年度の予算におきましては、是が非でもこういう面の予算を獲得して御期待に沿うようにいたしたいと思つております。具体的な方法等につきまして、楠本環境衛生部長が多年この問題に非常に魂をつぎ込みまして研さんをしていただいておりますので、お聞き取りを賜りたいと思つております。

〇楠本政府委員 蚊とハエのいない生活実践につきまして事務的な具体的な点を補足したいと思つて、ただいま滝井先生が御指摘になりました通り、現在新生活運動等の名のもとにいろいろ運動が展開されております。しかしながら実際にお説のように、これには一つの実践の場が伴わなければならぬ、理性が伴わなければならぬ、

技術性が伴わなければならぬというよ
うな点がございませう。また一方せつ
か実践運動をいたしまして、その効
果がてきめん現われなければ熱意が
さめてしまいます。そこでどうして
も、やたらやっただけの効果がばつ
と現われるということが必要だと存じ
ます。また一方実践運動には社会の連
帯性ということが必要でございまし
て、地域社会が一九となつてやらな
ければならぬ条件が必要と存じます。
かような点から考えまして、蚊とハエの
駆除こそ実践運動の教育の場、実践の
場としてきわめてすぐれたものである
という考え方から事業を進めてきまし
たところが、当初期待した以上に効果
が上つております。たとえますれば、
ただいま政務次官からお話ございま
したように畜産を中心とした生産の増
強並びに現在厚生省が非常に苦慮いた
しております医療費の大幅な軽減、こ
れらにきわめて大きな効果があるばか
りでなく、さらに進みまして、地域社
会の連帯意識が自然のうちに達成され
まして、お互いの協力的な社会を作
らうという熱意が盛り上つてきて、
それは意外な方面に大きく発展いたし
ております。かような点から私どもと
いたしましては、今後これを実践の
場、衛生教育の場、地域社会育成の
実践の場といたしまして、地域社会を中
心としてこの運動を育て上げたいとい
う考え方でございませう。しかしなが
ら何と申しまして国民の協力だけにた
よって仕事をしておのずから一定の
限界に達します。やはり公共の場所
あるとか、あるいは個人の力ではど
うにもならない場所もございませう。
そのような所につきましては、今後政

府の力において国民の協力にお手伝
いをするなり、あるいは若干法規の整備
等もいたしまして、かような個人の力
ではどうにもならない点だけは、国
の力において解決していく以外に方法
なからうと存じております。これがま
た国民の実践運動をより効果的にする
理由かと考えます。さようなことから
今回、現在蚊とハエの発生を温床の
ごとき感のございませう、いぬ処理場等、
一貫した一つの非衛生的な状態に對し
まして若干の手を加えるのが、この法
案の改正の一つの目的でもあつたわけ
でございませう。

以上、はなはだ専門的にわたりまし
て恐縮でございませうが、一言述べさせ
ていただきます。

○滝井委員 いろいろ政務次官並びに
環境衛生部長から御説明いただきまし
たが、蚊とハエのいない生活の実践運
動と、こう書くこと蚊とハエのいないよ
うな社会を作ることとはきわめて簡単
なようでございませうが、私は蚊とハエの
いないような生活の環境というものは、
なかなかさう簡単にはできないと思
うのです。この法律で、いぬの処理
や家畜を飼育することによつて、そ
に飲料水を汚染したりあるいは悪臭を
放つ、あるいは蚊やハエの根源地を作
るといふような、こういうちよつとした
ことでも、なかなか実践がむずかしい
ということなんです。こういうことは、単
に法律でやってもできるものではない
。これは当然やはり今御説明のあり
ました衛生教育と申しますか、そ
ういふものをひびくつるめ、地域社会にお
ける社会教育というものが、非常に向
上してこなければならぬ。ところが現
在の日本の文部行政を見てみまして

も、学校教育というものについては非
常に力を入れます。しかし社会教育に
對する予算というものは実に少い。公
民館や図書館等の運動というものは、
もうほとんど地方自治体にまかせられ
ておる。ところが最近の地方自治体の
財政の窮乏のために、社会教育に對す
る予算というものは、ますます削減さ
れておるといふ現状なんです。そうし
て厚生省における予防的経費という
ものは、旧態依然たる情勢である。一
方、精神教育的な面における社会教育
の予算というものは、非常に圧迫され
ておるといふことになれば、これはい
くら蚊とハエのいないような社会環境
を作らうとしても、百年河清を待つに
ひとしいことになつてしまふ。しから
ばこの法律で規定をするような状態
が、法律の制定だけでできてくるかと
いうと、なかなかできてこないとい
うことなんです。そういうことで、厚生
省なり文部省というものは、国民を教
育する前に、内閣自身における大臣な
り、まあ鳩山総理を教育しなければ、
これは結局だめだということなんです
よ。私は、そういう結論になつてくる
と思う。幸い山下さんは十分御理解が
いつておるようでありますが、かつて
われわれが炭鉱の病院に勤めておつた
ときに炭鉱の衛生行政というものは、
炭鉱の労働者を教育するんじゃない、
おやじ教育だということが言われたん
です。私は現在の日本のこういう施策
もまさにそうだと思ふのです。古い頭
を持つておる現在の内閣の首脳部の頭
の切りかえが先じゃないかと思ふので
す。こういう点に對する努力というも
のを、これはお役人にもやつてもらわ
なければならぬし、われわれもまた、

その努力をしなければならぬと思ふの
ですが、そういう点に對する感想だけ
を一つ承わりたいのです。

○山下(憲)政府委員 これは遺憾なが
ら滝井先生の御叱正を是認せざるを得
ないような点を、今回の予算編成に
當つて私ども多少感じたのであります
が、党の方でもこういうことを強く要
請してあります。しかしながらいざ
予算ということになりまして、どうも
今仰せられた国民教育、社会教育とい
うような面に對する理解が非常に薄
いために、のみならずわれわれが微力
であつた点もありまして、ゼロよりはま
したという程度でございませう。非常に
大切な場面でございます。費用が、
ろくにとれなかつたということは、幾
らか認識が足らぬのかいなと、実は私
も思つたのであります。たとえ今回
非常に長い歴史を積み上げてやうやうと
国の意思決定をいたしました売春防止
法にしても、この法律ができたから日
本の売春行為が全然なくなるというこ
とは、それはなかなか期待し得ないこ
とであります。この法律が通りますと
同時に、われわれはもうすでに青少年
教育あるいは社会教育というものに、
非常な勢いを持ってその中に飛び込ん
でいかなければいけない。これは内閣
が認識が不足だといふだけでなく、役
所としても反省しなければならぬこ
とであります。役所の仕事も、ただ
法律の中に書いてある通りを執行する
というだけではいけないのでありま
す。すべての指導的立場にある人たち
が、その裏にありまして、バック・グラウン
ドを完全に作り上げていくという熱意
がないと、なかなか効果を上げていか
ない、政府も行政庁の方も、両方そ

いう気持ちにならなければ効果が上げら
れないと思ひますので、今後は政府の
首脳部にも、そういう点を深く認識し
てもらひ、われわれ政府のものも法
律の面だけでなく、国民のそういう
ような教育に全力を傾けるべく努力を
いたす覚悟でございませう。

○滝井委員 せひそうしていただき
たいと思ふのです。ある程度公衆衛生の
思想が普及し、公衆道徳が進んでく
ると、町のまんなかに豚を千頭も飼つて、
そうしてその悪臭と汚水が、他人の家
に迷惑をかけるというようなことは、
実は法律で規制をしないで、これは
なくなつてくることなんです。ところが
が現実には日本がそうではないので、この
法律もやむを得ないと思ふのであり
ます。

そこで二、三法律の点についてお尋
ねしたいのですが、この法律の中には
は、清掃法に規定する特別清掃地域の
うちで、都道府県知事が指定する一
定の区域において、一定数以上の牛、
馬、それから豚、綿羊、ヤギ、犬、
鶏、アヒル等を飼育する施設を設けた
者は、届出の義務を課することにな
つておるようでございませうが、この特別
清掃地域の中の都道府県知事が指定
する一定の区域の基準は、これはどう
いう工合にして定めていくのか、これ
をちよつと御説明願ひたいと思ひ
ます。

○楠本政府委員 お答え申し上げます。
す。基準の内容をいたしましては、ま
ず人口密度を考えまして、一平方キロ
メートル当り三千人以上の地域を第一
に、第二は市街地を形成してあります
戸数が、全戸数の五割以上である地
域、さらに第三にいたしまして、観光

地等であるため、特に清潔を保持するに必要な地域、かような三点を基準にいたしております。

○滝井委員 今環境衛生部長から御指摘になったその三点を一応の基準として、特別清掃地域を選び出すとすればどの程度の都市がそういう基準に当てはまることになりませうか。大きな五大都市ぐらゐは常識でわかるのですが、そうでなくてたとえば福岡市ぐらゐのようなどころとか、そういう基準に当てはまる一番最低の都市は大体どのくらいのところか、それが当てはまるのか、そういうことを御説明いただくと、われわれは抽象的な概念から具体的なあの程度のものがこの法律にひっかかるのだなということがわかるのですが、いかがですか。

○楠本政府委員 全国的な調査をしてございませぬ。しかしながら合併市を除きました以前の旧市あるいは東京都の区という地域におきましては、おおむねこの指定箇所に入るわけでございませぬ。ただし特別清掃地域の対象人口が現在約三千五百万人でございませぬで、それより若干下回りましたとおおむね一千万人ないし五百万人程度でございませぬから、約三千万人が対象地域になるわけでございませぬ。なおこれらのきわめてごまかい地域指定につきましては、目下各府県から資料を集めておりますので、いずれ資料をもつてお答えいたしたいと存じます。

○滝井委員 どうも少しわれわれが開きたいと思う大事なところがまだわかっていないようございませぬが、これは一番私たちの知りたいところでございませぬので、わかり次第一つ教えていただきたいと思います。そこでそういう

うような指定をされた区域におきましては、さいせん私が申し上げましたような家畜や家禽というものは、飼育する施設を設ける場合には届出の義務ができることになりませぬが、その一定数以上の家畜あるいは家禽、これは何か資料を見ると綿羊や何かは四頭ぐらゐで、鶏は百羽というようなのが出ておつたように記憶しておるのですが、そういう一定数以上というのはいかに出しております牛、馬、豚、綿羊、ヤギ、犬、鶏、アヒル等で違つてくると思うのですが、そういう政令ができておればちよつと御説明願いたいと思ひます。

○楠本政府委員 現在の法律におきましては、お手元の資料にも掲げてございませぬように、牛、馬、その他の大動物は一頭でも届出を要することに相なります。また小動物のヤギ、綿羊等につきましては四頭、それから犬は十頭、アヒルが五十羽、鶏が百羽という基準を設けてございませぬが、これらは従来私どもが一万件余りのいろいろな陳情なり苦情を受けておりますけれども、これらの実態を調査いたしますと、大抵の場合には百羽以上が特に苦情が出ておる。アヒルの場合には大体五十羽以上を飼つておるようなどころに特に苦情が多いというところから、さような数字を決定した次第でございませぬ。

○滝井委員 ちよつと聞き落しました、豚は何頭ですか。
○楠本政府委員 豚は大動物として一頭でございませぬ。
○滝井委員 問題は今の一定区域の指定をどういうところに持つていくかというところ、その指定された区域の中

において飼うところの家畜あるいは家禽の数をどういう限界に置くかということですね。この関係がきわめて重要なことになってくるのですが、おそれなく豚は一頭でもその地域の中に飼われておるといふことになると、これはなかなか悪臭を放つて大へんなことにもなると思ひます。これは動物自身の習性にもよるのです。ヤギ四頭と豚一頭がかけ合うかどうかわかりませぬが、とにかくそういう点でこの基準というものはきわめて重要なことになるとは、さういふ一定数の基準の決定に当たつては、何か具体的な、その指定される地域内の家畜、家禽の飼育状態でも調査をされて、こういう基準を出したのか、それともまあ大体この程度のものならいだらうというようないやうな腰だめの数字として出してきたものか、やはりさういふことをきめるために、何かそこに科学的な根拠がないと問題があると思ひます。というの、先日もちよつと問題を聞いたのですが、朝鮮の方たちが相当多くのものを飼つておるといふようなこともありました。たとえばさういふ朝鮮の方の問題じゃなくて、療養所なんかに行つても、療養所の残飯等をもつて豚を飼つておるのです。ところがそれが、非常に病室の近くに飼つておるため、その豚の鳴き声と悪臭で療養がよくなりできないというところも聞いたことがあるのです。さういふような関係がある、さいせんこの基準の中には、比較的閑静な地としては鶴光地だけが出てきたわけなんです、さういふ病院等のあるところについても考えなければならぬというやうな問題も出てくる

と思ひます。そこでまず第一に、牛馬なら一頭とか、あるいはヤギなら四頭というやうなさういふ基準は何か具体的な調査によつて出てきたのかどうか、さういふ点を一つ御説明願ひたい。

○楠本政府委員 まずさうしてさうした数をあげたかという問題でございませぬが、実際問題は、ただいまお答えを申し上げましたように、私どもは過去数年來多数の陳情、苦情等々を処理いたしております。その場合に特に苦情の強い、また多い対象を選んで調査をいたしてみますと、大体さういふ数字になつておつた、豚のごときものはさういふ一頭でも大分苦情が出ておるので、豚、牛等につきましては一頭でもこの対象としたわけでございませぬ。

なおこれらの点につきましては、どのくらいこの地域が適用されるかということが重大な問題でございませぬが、その点はただいまお答え申し上げましたように現在調査中でございませぬが、一応私どもは特別清掃地域内からさらに若干除外をしていくのが今回の考え方でございませぬ。特別清掃地域はすでに過去二年余り実施をいたしておりますが、関係ではつきりいたしておりますが、それらの中の家畜の数は調査が十分できておつた。またそれらの中の実情も十分調べてございませぬ、さういふ実態調査の面から特別清掃地域内からさらに除外すべき点を求めたわけでございませぬ。従ひましてこの除外した点につきましては、おおむね問題がなからうかと存じます。ただこの特別清掃地域内かやうな指定を受ける地域につきましては、一応問題が残るわけ

でございませぬので、かような措置をとつて厳格な規制をいたしたいと思ひます。その場合、先ほど総括的な基準といたしまして、鶴光地等であるためといふことを申し上げました、もちろんこの中には必要な病院の施設等、あるいは教育施設というやうなものは当然含めて考へておる次第でございませぬ、従つて特別清掃地域の中におきませぬれば、たとい人口密度等が少くとも、療養所等の場合にはこれが適用を受けるわけでございませぬ。

○滝井委員 実情調査の結果さういふ数が出たという御説明でございませぬ。できるだけ実情に基いて一定数の基準というものはきめていただかなければならぬ、さういふわけでございませぬ。さういふやうな特定清掃地域の中の一一定地域の中心における一定数というものがはつきりわかつてきたが、さういふと、その地域における家畜の飼育の構造、設備の基準というものが政令で定められることになつておるわけなんです、これは畜舎の構造、設備ということになりますと、おそれなくこの畜舎の中には鶏舎等も含まれておると思ひますが、これはそれぞれ動物によつて畜舎が違つたわけですね。豚とヤギはよく似たやうな畜舎ですが、牛、馬は違つたわけですね。さうすると、現在さういふ衛生関係で見ると、病院や診療所あるいは薬局等も一つの構造、設備を備えておかなければならぬ一定の基準があるわけなんです。さういふ病院や診療所や薬局と同じやうな、厳格な構造、設備を畜舎に要求するということは、現実の日本の農村の状態から考へて、あ

らないのです。どうしてそういうことを申すかと申しますと、実はわが国においては蛋白質資源の確保の上からやばり畜産の奨励というものが、国の相当重要な国策でなければならぬと思うのです。そうしますと、法律でいろいろ規制を加えて構造設備等に基準を与えたいということになって、もしこの数が非常に少なくなるといふことになれば、畜産奨励の意味から、政府はある程度そういう構造基準、設備基準に合致するようにものに改造せしめるためには、ある程度の奨励的な補助金というものも、場合によっては考えなければならぬところが出てくると思うのです。そういう意味で、私はどの程度が対象になるか、その世帯が知りたいと思つたわけであり、必ずしも養鶏等が非常にうかるというふうな仕事ではない。蛋白質資源は、日本は四方海で、李承晩ラインや日本の漁業関係あるいはいろいろの面から八方ふさがりですから、やはりこれは当然畜産によって蛋白質資源を補給するということも考えておかなければならぬ、そういう大きな土俵の中における一つの法律的規制、こういうことを考えておかないと、単に厚生行政の面だけからの判断をいたしてやっていると、日本の大きな畜産行政というものを誤る傾向が出てくると思う。そういう意味で、私はやはりもっと明白にそういう点をしていただきまして、そうして構造設備等に義務的なものを課するとするならば、規制をするとするならば、それに対してやはりある程度の反動的な給付という面も考慮することが、政治としては必要じゃないかという点から、私は今のよ

うな点を御質問するわけなんです。そういう点は、当然もこの構造設備を法律的に規制することによって養鶏業者なりあるいは養豚業者等が相当の打撃を受ける、そうして日本の蛋白質資源、特に都市における蛋白質資源の供給の上においてそれが一つの隘路となるということになれば、補助金等も考えなければならぬと思うのですが、そういう点は考慮をし、検討したことがあ

○山下(春)政府委員 先ほどから滝井先生の御質問を伺っておりますが、その中で、最後におっしゃった蛋白質給源としての考え方あるいは内職にやっ

ある日は産んでいないというふうなところが、蚊とハエに災いされているという点が研究の結果データにはつきり出てくるところから見ますと、せびと

○滝井委員 これまで、いざという方は終りたいと思つて、今度の法律によりまして、少くとも広義の家庭から出る悪臭、悪液というものは、清掃地域というふうな大都市的な形態を備えてお

きいものの害を規制をしていく法律というものは、これは調整々々でなかなか出てこない。むしろわれわれは、豚や鶏から出てくる場所の悪臭よりも、工場の煙突から出てくる場所の煤煙の方が、さらに大きく大衆に公害を与えておることは、だれが見ても常識だと思つておる。ところがそういうものが遅々として出ないというところ

○滝井委員 緑の葉を褐色に書いた子供があるそうですが、私の方の地域では、川の流を黒に書く子供がやはりあるのです。というのは、川が炭酸から出る悪水のために、まっ黒なんです。従つて黒い色で川を書く子供があるのです。そういうように、やはりな

○山下(春)政府委員 小さいところを先にいじめてかかったというお言葉でございますが、実は厚生省は、蚊とハエをなくするということに対しては、異常な熱意を持っておりまして、これはせびともやりたい。今日では、そのことについて相当な皆様の御理解も得られるようになったことを、非常に喜んでおりますので、決してさうない

○滝井委員 緑の葉を褐色に書いた子供があるそうですが、私の方の地域では、川の流を黒に書く子供がやはりあるのです。というのは、川が炭酸から出る悪水のために、まっ黒なんです。従つて黒い色で川を書く子供があるのです。そういうように、やはりな

葉を書いたということでございます。緑というものは、子供にはつきり認識をされてない。それは、朝夕見る木がみんな灰がたまりまして、緑の色をしていないからだというふうなことを、私は川崎のPTAの役員の方から聞きまして、非常に遺憾千万に思いました。この問題については各方面と折衝をいたしまして、日本のいわゆる工業生産という点に対しても、やはり配慮をいたさなければならぬが、さりとて煤煙等による公害をそのまま放置しておく意思は毛頭ございませんので、これに対しては十分研究をして進めておりました。近いうちにその成案を得て、御審議を願うようにいたす考えを持っております。

○滝井委員 緑の葉を褐色に書いた子供があるそうですが、私の方の地域では、川の流を黒に書く子供がやはりあるのです。というのは、川が炭酸から出る悪水のために、まっ黒なんです。従つて黒い色で川を書く子供があるのです。そういうように、やはりな

○山下(春)政府委員 小さいところを先にいじめてかかったというお言葉でございますが、実は厚生省は、蚊とハエをなくするということに対しては、異常な熱意を持っておりまして、これはせびともやりたい。今日では、そのことについて相当な皆様の御理解も得られるようになったことを、非常に喜んでおりますので、決してさうない

○滝井委員 緑の葉を褐色に書いた子供があるそうですが、私の方の地域では、川の流を黒に書く子供がやはりあるのです。というのは、川が炭酸から出る悪水のために、まっ黒なんです。従つて黒い色で川を書く子供があるのです。そういうように、やはりな

やっておるところの家畜や家禽の飼育についてこれだけのものが出たので、政府は今度の国会には出すとお約束が前にもあったにもかかわらず出てこない。これは私は調整できないむずかしい問題があれば、そのできない問題は、次の法律の修正に譲つてもよろしいのです。日本の環境衛生をりつぱにするためには、まず何よりも家畜の悪臭よりか、工場鉱山から出る煤煙や汚水の方が先なんです。これは日本の水産業にも大きな影響を与えておられますし、そのほかたとえば出てくる煤煙のために、特に花卉、園芸あるいは高級野菜等の栽培等には重要な影響を与えておる。そういう点で、家畜といふものは小範圍にしか影響が及ばない、しかし工場鉱山といふものは、実に広範圍にわたって悪影響を及ぼしておりますから、政府は次の国会には、そういうものを出すか出さないかということの明言を得ておきたいと思つておる。

○山下(参)政府委員 次の通常国会に必ず提案をいたすことを目標として、ただいま作業を進めつつでございますので、提案をいたす覚悟でございます。

○滝井委員 せひ一つ次の通常国会には、むずかしい問題は保留してもけっこうですから出していただきたい、また出すという御言明を得たので、次に移りたいと思つておる。

と云うことは、多く医師のみが、急に貧血あるいは出血をした患者等に対して輸血するということが、われわれの普通常識的に行われておつたことなつて、ところが最近は大衆の驚愕化につれて、あるいは学生のアルバイト等が非常に多くなつたために、学生あるいはニエヨンの諸君が、生活費をかせぐために供血をやる、こういう新たな事態がそれに加へられてきた。いま一つは、血液によって作るころの血液製剤は、多く緊急なる輸血をやる場合に、生血が得られないので、その生血のかわりに形を変えて、保存して使用ができるという形で作るというか、とかくそういうような血液以外の保

存血液あるいは人血漿といふようなもので、輸血の形を作つていくというこゝとしておつたわけですが、最近はいくらものものがさらに今度は化粧品にも用いられてくる。輸血、供血ということを中心として、問題が非常に広がつてきたわけなんです。一方においては生活のかたとして血液を売るといふ新しい事態が起つてきている。一方その血液を使うという面においてはこれが人間の生命を救うばかりでなくして、実にお化粧にまでそれが原料として使われる、こういう非常に幅が広がつてきたといふことなんです。ここにいろいろ採血及び供血あつせん業取締りの法律が政治の舞台に登場してこなければならぬといふことが起つたと思つておる。そこで問題は、そういう意味から考へてみますと、まず第一にわれわれが考へなければならぬのは、そういう学生やニエヨン諸君がアルバイトのかわりとして、あるいは生活をささえるかてとして血液を売つておる、それら

の諸君をいかにして保護をし、あつせん業者から搾取をされないような姿を作るかということが、まず第一にわれわれが考へなければならぬ問題だと思つておる。そこで当然これは保健衛生やその他それらの人を保護する立場から対策が打ち出されなければならぬが、その対策を御説明する前に、学生やニエヨン諸君がどういふ形で供血をしておるか、供血者の実態と申しますか、そういうところをまず御説明いただきたいと思つておる。

○森本政府委員 ただいま御質問の供血者の実態でございますが、これは全国に約百五十ほどの供血あつせん業者がございまして、これは通常輸血協会とかいふ名前を用いておつた、多くは会員制度でございまして、多くはあつせん業者が供血を希望する者を会員として登録をさせておきます。そしてそれがなま血の輸血の必要な場合病院、診療所よりその輸血協会へ連絡をいたしまして、その要求がありま

おる者をあつせんして出しておる、こういう形になっております。その数字はこの資料にもございまして、五百五十のあつせん業者につきまして、約五万人ぐらゐの会員と申しますか、常時なま血を提供する者があるようでございます。その内訳は学生が五〇%、それから労働者が約三〇%、無職の者一〇%、その他、こういうような状況でございます。

○滝井委員 そうしますと現在一応供血あつせん業と申しますか、そういうものは百五十ある。それに五万人の会員がおつて、学生がその中の半分、約

二万五千人を占めておるといふことが、問題はこれが会員制度であるといふことなんです。まあ春風や何かを見るのにもよく会員制度というものがあつても、私は人間というものにはだんだん一つの刺激を求めるとさらに強い刺激を求めようになると思つておる。これが私は会員制度といふものを維持していく一つの要素になつておると思つておる。簡単な刺激ではいけない、だんだん強い刺激をやつて、その会員を逃がさないようにする。こういうようにだんだん強い刺激を求めなければならぬといふのは、もう一つの人間の習性としてそういうものがあるわけなんです。春風や何かで強い刺激を求め

るくらいならば、風紀は乱すかもしれないが、まあまあ生命には関係ないでしょう。しかしこれは会員制度であつて、一月に一回でしようが、少くとも二百か三百とるでしょう。会員制度であるといふこと、しかもその会員である人たちが学生と労働者の非常に生活に困つておる層であるといふところに問題があるのです。そうしますと、これらの五万人の人たちはいわゆる搾取という言葉がほんとうによく当てはまると思つておる、これはもう血を吸われちゃつてあとはなきにひつしい状態だ。おそらくこの会員制度の中にも、私ちよつと今資料が統計か何かで見たのですが、だんだん血液が薄くなつて、とれない状態の者が出てきておるはずなんです。これは私たちが身がわれわれの同胞をきわめて反省をしない形で殺していくようなものなんです。吸ひ取つて貧血にしていくといふ、こういう事態は私は許されぬと思つておる。これに対する保護的なこと

を今質問したら御答弁なかつたので、が、こういう五万人の会員について、供血なら採血をするに当つて、衛生的に見て厚生省は何か具体的に保護をやつておるのかどうか、あるいは規制を加えておるかどうかということなんです。こういう点、一つ御説明を願いたい。

○森本政府委員 ただいまの供血をする者に対する経済上あるいは健康上の保護の問題であります。その点が実は今回提案いたされたこの法案の一つの大きな題目でございます。まず第一は、健康上の保護ということが必要でございます。この点につきましては、一応現行法におきましては、医師が採血いたしました場合に本人の健康診断をいたしまして、その者が支障がないという場合に限り採血するようになつております。それとはほほ同様の趣旨のことをこの法律の中にもうたつておるわけでありまして、それから経済上の保護の問題であります。これは従来は野放しでございまして、それにつきまして何らかの措置を講じなければならぬといふことは従来から問題になつておるわけでございます。従いましてこの法案の第七条におきまして問題になりますのはあつせんの手数料の問題でございますが、これにつきまして従来野放しでありましたものについて、一定の基準をこえて手数料を請求してはならぬ、あるいはいかなる名目であつても基準以上の報酬を請求しはならぬといふ規定をいたしまして、被採血者の経済的な保護をはかる、かようにいたしておるわけであり

ます。

○滝井委員 事前の体格検査といふものが血液を提供する場合には必要なこと

とは当然でございます。ところがそれだけのことで——ここに会員になつておる五万人の諸君は、現実に食えないから血液まで売っている。私は血液を売るところに行くまでには、やはり普通のアルバイトで行き詰まり、あるいはニコソンの諸君ならばあぶれが續く、こういうことのために、もうそれ以外には道がない、一番簡単な方法はここなんです。その次には、女性なら売淫ということになるかもしれません。しかしもしこれが男性の血を売っておる人ならば、私はこれは一種の、御婦人でいえば売淫だと思つてすよ。失礼な言い分ですけれども、それと同じ程度にまで転落しているんじゃないかと思つた。そうしますと、これは事前の体格検査を必要とするというのだが、体格検査ではねられれば食つていけない層なんです。従つて私はこういう面から考へて、少くとも百五十のそういうあつせん業をやつておる人のもとに五万人の会員があるというこの状態は、もつと会員のほか臨時的に提供しておる人が相当あると思つた。こういう臨時に血液を提供しておる会員以外の層というのは、一体どの程度あるのか。たとえば急に私なら私の家族が、手術の結果、輸血を必要とする。たまたま患者の血液型がAであつたが、だれかAの人はいないかといつて探すと、そういうものではなくして、生活が困つておるために、ちよい血液を売るといふような層が大體どの程度あると推定せられるのか。常習的な会員は五万とはつきりした。その以外に、常習ではないが、生活が困つておるためにときどき血を売るといふ層がどの程度あるかと御推定になつておりますか。

○森本政府委員 血を取ります場合には、およそ三つの場合が考えられるわけでございます。今の輸血協会等におきまして、直接生血をあつせんする場合一つ、それから手術に際しまして縁故者等から輸血をする場合が一つ、この場合はほとんど問題はないと思ひます。それからもう一つの場合は、先ほどお話がございましたように、血液銀行におきまして血を取りまして、それを保存血という形にしておき、そしてそれを患者に使う、こういう場合がございまして、そうして先ほど申しました百五十のあつせん業者があつて、五万人の会員があつてやつておる、この申しましたのは、これは大體生血の輸血の場合でございます。それから、第二の縁故者等によります輸血の場合、これはちよいと数字がわかりませんが、それから第三の血液銀行等に行きまして血を売るといふ数字は、延べ約六十万と推定いたしております。この数字は血液銀行の保存血の製造能力の数字から逆算いたしまして、延べ約六十万という数字を持つております。延べどのくらいになりますか、はつきりしたことは申し上げられませんが、延べではかようなことになる、かように考へております。

○滝井委員 六十万くらい血液銀行にやつておるといふことでございまして、この五万人の会員制度でも、これを延べにしたら、私はこれは相当の数字になると思つた。たとえばこの五万人の人が一月一回ずつ十二カ月やれば、これだけでも六十万人になることになると。そうしますと、このあつせん業と血液銀行との関係はどうなつておるのですか。

○森本政府委員 あつせん業と血液銀行は、ほとんど実上関係はございませぬ。あつせん業者はほとんど直接病院、診療所等へ参ります。それから血液銀行へ参りますのは、全然別個のルートで参つておりますので、両者の間には関係がないと思ひます。

○滝井委員 そこで少し端折つて急ぎますが、今のように大體血液を供給しておる側の実態がおほろげながらわかつてきたわけなんです。何せ供給をする個々の生活実態を見ると、きわめて生活の困窮者が多い、あるいは学生である、こういうことなんです。こういう実態を私は私企業にまかしておくとおは、これは非常に大問題だと思つた。その人たちが非常に強いものであるならば、私は私企業にまかしておいて差しつかえないと思つた。ところが実態は、学生やニコソンの労働者の諸君であるといふことになりまして、これはやはり大問題だと思つた。ちよと参議院の記録を讀んでおりましたら、参議院でもこれは何か国営の問題が出ておつたやうでございまして、やはりこれは何らかの公的な機関で——国営という必要はないと思つた。何か公的な機関でこれを一手に引き受けてやる必要があるのじゃないか。たとえば地方であるならば保健所を中心にとるか、何かこういう形をとる以外には、現在のような供血者が存在する限りにおいては、非常に問題だと思つた。こういう法律をお作りになるならば、当然厚生省も次の段階においては何かそういうものを考へておられると思つた。

それに対する観想はどうですか。

○山下(春)政府委員 この問題は、私個人といたしましては非常にいやな問題でございまして、私は、血を高く買いますというポスターを見ますと、全く情なくなつてくるのが、いつでも私に与える感じがございまして、滝井先生は御医者様でございますから、相当科学的にもお考えになつておられると思ひますが、私は少しセンチメンタリストで、こういうことは何とか最限度に食いとめなければならぬ、人命を助けるためにやむを得ざる措置だといふ、その措置がだんだん人命を断つていくというところは、これは大へんなことだと私は思ひます。これは個人の考え方でございまして、人命を救うために必要なことでございまして、滝井先生御指摘の通り、どうしてもこれはその健康上の観点と、それからその救済の観点と両方含めた意味をあわせつ、公的機関で行わねばならぬ、行ふべきものと固く信じておりますので、すみやかにそういうふうな措置に移行するようにいたしたいと思つております。

○滝井委員 ぜひ厚生省も一はだも二はだも脱いでいただいて、私はある程度公的な性格なものに供血といふものはやるべきだと思つた。公的なもので取り扱うようにぜひこれはしていただきたいと思います。

そこで一体しからば現状の私企業にまかされておる供血のあつせん手数料というものは、大體幾らぐらいが相場になつておるのか。それから一回の採血量といふものは、常識で考えられますが、現状ではどの程度のものが一回に採血されているか。その買入れの

価格は、四百円とか四百五十円とか、いろいろあります。これは健康保険と普通とは違ふと思ひますが、そういう血液の買入れ価格を、全国的に見た平均的な値段でつけようですが、これを教えていただきたい。

○森本政府委員 採血量でございますが、一人につきまして大體月一回二百CCないし三百CCという量でございます。一回の採血の価格でございますが、これはそれぞれの場所によつて非常に違つております。供給の多いところは安い、それから供血者の少いところは高い、こういう状況でございます。一応百CCにつきまして、低いところが二百五十円、高いところが五百円、こういう開きがございまして、それから手数料につきましても、これも正確な数字はつかめませんが、種々多でございますが、安いところは一割、あるいは高いところは二割、一応名目上の手数料はさうなつていられるやうであります。

○滝井委員 大體あつせん手数料、採血量、買入れ価格等が常識的にわかりました。そこでそういう形であつてをされてくる血液の用途なんです、この法律を見ますと、血液製剤またはこれらの副次的製造物、こうなつておられます。血液製剤またはこれらの副次的製造物といふのはどういふものか、これが一つ。またそれ以外の物とは一体どういふものなのか、これを御説明願ひたいと思ひます。

○森本政府委員 血液製剤といふのは、どんなものかということにつきましては、この法律の別表にございまして、六種類を考へておられます。一つが保存血液、次が赤血球沈澱——これは別

表に載っております。これが血液製剤そのものでございます。それから血液製剤を作ります場合に副産物としてできるものがございます。それは一つの例を申し上げますと、血液よりガンマ・グロブリンというものを――これは血液製剤になります。それを作ります。その残りの血漿よりプラスマン・ペック、これがよく化粧品に混入されておる、こういうものでございます。通常一般に副産物として使われておりますのは、このペックだけのように考えておられますが、これが副産物として出てくるわけでございます。

それ以外の物は、この法律では禁止をいたすことになっておりますし、現在でもほとんど作られておりません。通常これは化粧品に使われておるといふ話がございますが、それは今申しましたガンマ・グロブリンを作った残りの血漿よりプラスマン・ペックが化粧品に使われるというのをさしておるのでございまして、それ以外の物は現在におきまして実際使われているものはないように考えております。

○滝井委員 それ以外の物は現在ないようですが、そういう論議があったので、ちょっと私もどういふものか考えつかないものでお聞きをしたわけでございます。それ以外の物がなければけっこうです。

次には需要と供給の関係でございますが、現在血液の値段というものは供給の多いところが安くて、非常に供給の少ないところは高い。これはきわめて経済の原則に当てはまった動きをしておるのですが、一般的に見て血液の需要と供給の関係というものはどういふ状態にあるのか、これは均衡がとれて

いるのかとれていないのかということでありまして、と申しますのは、この法律においても第四條の第二項に「厚生大臣は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。」と書いて、その一号に「製造しようとする血液製剤等の供給がすでに需要を満たしている」と認めるとき。というわけで、経済の原則がここに入つておるわけなんです。需要と供給の均衡の問題が入つておるわけなんです。これは当然厚生省が、法律の中に需要と供給の均衡がうまくとれておるかといふことを許可をしないかによつて、許可をしないかという経済原則をここに持ち込んでおる。そのためには当然需要と供給との関係を絶えず厚生省は把握しておかなければならぬことになる。もし需要と供給の関係が均衡がとれているという認識に立つとしますと、同じ百グラムの血液が、ある地域においては二百五十円であり、ある地域においては倍の五百円もするということにはちよつと許されぬような感じがするのです。需要と供給の関係がきわめてアンバランスであるために、地域によって高かったり低かったりすることになる。ところがこれを厚生大臣が需要と供給のバランスをじつと見て、そうしてその状態によつて血液の製剤を作つたりすることが調整できるような法律の書き方になると、これはやはりなかなかそういう点等の問題があると思うのです。それでまずその均衡の問題を御説明願ひたい。

○森本政府委員 まず最初に現状を申し上げたいと思ひます。おもに保存血

について申し上げますならば、血液製剤の大部分は保存血でございますから、これについて申し上げます。保存血の必要量というものは推定になります。これは大体一応のめどといたしまして入院患者の二〇％というものが外科手術その他の関係によりまして、血液の補充を要するという事になつておられます。従ひまして現在五十五万ベツトがございすれば、その二〇％が一日に在るだろう、こういう推定ができるわけでありまして、現在日本全国におきましてこの血液の生産量を見ますと、大体その所要量の三分の一が保存血でまかなわれておるといふ状況でございます。従ひまして全国的に見ますれば、現在におきましては、需要に對しまして保存血の供給力は、三分の一であるという一応の目標でございます。それからこれを地域別に一つ一つ考えてみると、この保存血は非常に保存期間が短くございまして、一応二十一日ということになっております。従ひましてただいまの輸送状況からい

たしますと、どこか一方で作つて、全国くまなく配給するという事は、事実上不可能でございます。従ひまして、たとえは北海道に一つのプラッド・バンクを持つて保存しておるといふことになると、大体北海道プラッド・バンクは北海道地域の需要をまかなつておるといふように、大体プロックごとに供給する圏内がございましておるわけでございます。従ひまして現在におきましても、各地域ごとにそういう需要と供給の問題が起つてくると思ひます。全国的に見まして、製造いたしましたものが

各地区にうまく参りまして供給超過になるという場合には、それ以上製造する必要はないわけでありまして、それから各地区ごとにつきましても、そういうように需要と供給が見合うかどうか、こういう判断をしなければならぬといふ考えでございますが、一応のめどといたしましては、一つのプラッド・バンクの供給圏というものを、その供給能力というものと、それからその供給圏におきましますところの需要量の推定、この兩者をにらみ合せて需給のバランスの状況を考えたい、かように考えております。

○滝井委員 今需給のバランスの御説明がありましたが、少くとも需要血の三分の一程度が保存血であり、しかも保存血が二十一日間の寿命がある、こういうことになりまして、これはわれわれがすぐに連想することは人工受精の問題です。これは優秀な種を飛行機で持つて行くことが考えられておるわけです。人工受精というものは、保存血よりもっと受精の可能な期間は短かいわけですが、そうしますとやはり東京なら東京に公的の一つの血液銀行を作つて、そして各地域に支店を置けば、内地の航空路も相当発達したので、それからそれによつてこれは地方の需要を一一満たすことも技術的には可能だと思ふのです。保存血が多く使われておるといふこういう現状から見て、しかも足りないものはその縁故者その他の鮮血を用いることによつて、これは緊急の間には合ふと思ふのです。これが三日か四日ということになるとなかなかですが、まあ三週間もてるといふことになれば、私はそういうことも可能だと思ふのです。そういう点から

考えても、やはり技術的にも公營でやることが可能だといふことが出てくる感じがするのです。そこで、そういうことになると、当然問題になつてくるのは血液銀行です。現在血液銀行の事情がどういふ状態であるのか。まあ何か大実業家が血液銀行を作るのだというのを新聞等で見ることがあるのですが、そういう血液銀行の事情、またその血液銀行に對して厚生省はどういふ監督の仕方をやっておるか、これをちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○森本政府委員 血液銀行の数がございまして、これは二種類ございまして、一つは一般の医療機関全部に供給するための血液銀行、もう一つは院内の患者のみに對して供給するところの血液銀行でございます。それで一般の問題になりますのは、一般に供給するところの血液銀行でございます。院內需要のものは、さほど問題になつておりません。一般に供給するところの血液銀行の数は二十三ございまして、これは製造所の数でございます。そのうち、先ほども公立でやつてはどうかという御意見がありました。そういう公的なものでやつておるもの、すなわち都道府県立であるとかあるいは市立、それから公益法人、これで經營しておりますのが二十三のうち十二、それから会社でやつておりますものが十一、こういう内訳になっております。それから院內需要のための製造所でありまして、これが日赤、国立病院その他、これが血液銀行の現状であるわけでございます。

が、大きなブレード・パンクを作つて、一カ所でまかなうという考え方でございしますが、これは一般の普通のものからいたしますれば、そういうことが可能でございすけれども、血液の供給となりまして、なかなか簡単に集まるものではないと存じます。やはり各ブロックごとにそういう施設が必要ではないだろうか、供血者の確保という面から見ましても、各所に分散させておく方法がよいじゃないだろうかと思つておられます。

○森本政府委員 血液銀行で一般的なものがあるに、今二十三カ所あることになっておりまして、供血者を広く募るために、その機関を分散せねばならぬといふことですが、この血液銀行に供給しておる人たちは、さいぜん六十万といふことでございしました。この六十万の層は、やはり学生や勤労者が多いのですか。

○森本政府委員 血液銀行に対する供給者の階層でございしますが、若干異なつた比率になっておりまして、日雇いの労働者が三二%、日雇いの労働者以外労働者と考へられますものが約三〇%、無職のものが一八%でございまして、学生は二・七%程度でございします。従いまして輸血協会と血液銀行におきまます供血者の比率は、よほど異なつておられます。

○滝井委員 まあ学生がいないといふだけで、ほとんど生活困難者の日雇いの労働者あるいは普通の労働者、あるいは無職といふ、これだけでも八割なんです。そうしますと、ますます供血があつせん業についておる、その会員に属する諸君と、血液銀行についておる諸君とは、きわめて類似の層であるといふことが明白になつてきた。そうすると、まあ院内でやっておる日赤、国立病院等の二十九カ所のものは、そう問題はなかつたと思つておるが、一般的なものといふ中の会社ですね。会社はやつとおる十一のもの、一体これはどういふ実体のものなんですか。しかもそこから供給される血液銀行に占める比率は、どういふ形になっておるのか。

○森本政府委員 この保存血の供給総数の中の、株式会社で製造する量でございしますが、ちよつとたゞいま手元に正確な数量を持っておりませんので、これは別途調べればわかりますから、後ほどお知らせいたします。

それからこれに対する監督でございしますが、これは多く薬事法によりまして、医薬品の製造業といふ一つの型に該当するものであります。その面で現在におきましては、一般の医薬品の製造業と同様な規制をいたしておるわけでありまして、それから今後この採血法ができませんれば、採血者の健康保護、それから採血量の問題等について、新たに規制をする、こういうことになりま。

○滝井委員 それでは、血液製剤のこまかいことにつきましては、いすれまいた、薬価基準等に関する小委員会でお聞きする機会もありませんので、これでもやめにします。

御存じのように健康保険では、生血にしても保存血にしても、百二十CCまでは幾ら、二百CCまでは幾らと、ちんときまつておつて、百二十CCの生血四十五点、保存血は二百CC三十三点ぐらいたと思つておる。しかし血液を供給する方の値段といふものは、ま

まちなんです。それを病院なり診療所が血液を受け取つて、今度患者にやる時には、びちつと健康保険の値段がきまつておる。ところがあつせん業者には公定価格がなく、需要供給によつて高低があるといふことは、これは非常に矛盾があると思つておる。公定価格といつておかしいのですが、何かやはりやらなければならぬ段階にあると思つておる。ちよつとこれは、血液といふものが薬と同じ取扱いをされておると思つておる。薬といふものは野放し、ところが一たびその薬が医者にくると、びちつと点数できめられておる、健康保険については血液も同じようにきめられておる。これはやはり薬と同じ効果を持つものだから、薬と同じ扱いになるんでしようね、これが薬価基準に出るところを見ると、こういう点から普通の薬よりか、さらに血液の供給に必要の公定化といふことは、非常に必要なことじゃないかと思つておる。それで公定の値段がきめられておると、供給する側もその値段さえ知つておけば、そういう点でやれりこともない。こういう点でやはりこれは野放しであることに問題があると思つておる。野放しであるがゆゑに、それが人間の生命を救う以外のお化粧品等に流れていく可能性も出てくる。これはきわめて簡単に、医者でなくてもたれでも血液がとれる、こういう点でやはり値段等に

ついておる、おそろく血液銀行についても野放しだと思つておる。供血する血液の値段といふものは二百五十円から五百円の間に上下してきておる。どういふ点で健康保険

法法においては、明らかに使用するときに、生血、保存血においては四十五点とか三十三点とかいうようにびちつときめられておる。こういう点で何かあなたの方で、その血液の値段を天下に周知せしめる意味において、百グラム大の程度だといふ方法を、この際のことが必要だと思つておる。それが、そういう点はどうですか。

○森本政府委員 これは非常にむずかしい問題だと思つておる。ちよつと、と申すか、血百CCは金何円なりと言つてしまふことは、非常にむずかしい問題でございします。ただ供血しようといふ人が、この程度の金をいたただけるならば自分の血でも差し上げようといふ気持がもつたにございします。さういふ問題だと考へておられます。さういふ意味におきまして、マル公をきめるといふ考へ方ははわかるといふことが、一つでございします。それからもう一つは、先ほど申したように土地によりまして相当開きがあるわけにございします。供血する人が多い場合あるいは安く売つてもいいといふ人が多いところは安く買ひますし、そういうことをするのはいやだといふ人が多い場所、また血なんか売りたいといふ人があつたらうと考へておる。なかなかな相場の金を出しても買ひない、こういうように特殊事情がございします。で、これを一律にする、あるいはまた各地域ごとにきめるといふことは非常に問題だと思つておる。しかし非常に買ひ入れ価格が安い、そのためにだれが見てもああ安い価格で売るのはむずかしいじゃないかといふ場合もあると思つておる。さういふ場合を予想いたしまして、法律の五条におきまして、血

液の買ひ入れ価格につきまして必要な指示をすることができ、かような規定も一応入れておるわけにございします。ただいまお話のように地域ごとに血の価格を一定するといふことは非常に困難だと思つておる。ただ非常に安く買つたものについては、被採血者の保護という面からして適当な指示をしたらどうか、かように考へておられます。

○滝井委員 もうこれで終りますが、この三条の「次の各号に掲げる物を製造する者がその原料とする目的で採血する場合を除いては、云々と書いて、一号に「血液製剤」、二号に「医学的検査、学術研究等のために必要がある物」として政令で指定する者、こゝでございします。政令で指定する物」といふものがあるのか、どういふものと、それからこれは関係がありませぬが、さいぜん化粧品製造に用いるものは残滓物でプラスチック・バックですか、それを化粧品に混入するようでは、それ以外には化粧品の製造には何も用いていないというのが実情です。かどうか。この二点をお尋ねして、私は終ります。

○森本政府委員 第一の法律第三条第一項第二号の「医学的検査、学術研究等のために必要がある物」として政令で指定する物」といふものであります。これは現在これに該当するものは現実にはございしません。ただ予想されましますのは法医学上の判定用血清を作るといふようなことがあるのじゃないか、これは治療用でもございませぬので、医学的検査といふものに該当するのじゃないかと思つておる。これも現在は作られておりませぬが、

九

ども、将来こういうものがあり得るの
じやなからうかという点からいたしま
して、これを書き入れたのでございま
す。さしあたり指定する物としてはい
れに該当するものは現実にございま
せん。

第二番目の点で、血液製剤の製造に
伴って副産物として得られるものは現
在どんなものがあるかということでご
ざいます。現実にございますのは先
ほど申しましたガンマー・グロブリン
を製造する際に残ります血清からプラ
スマン・パックが作られる、現実には
この一例があるだけでございます。

○佐々木委員長 八田貞義君。
○八田委員 時間がないようです
から、問題点を端折って質問して参
ります。

まず、い、獣処理場等に関する法律の
方から質問させていただきますが、概念
的に、清掃区域内のこういった畜舎を現
在持つてやっておられる自家営業的
な方々、こういったものをいわゆる公衆
衛生上はなほだ好ましくない施設であ
るということで清掃区域内から一掃し
たいというお考えのもとに、新たに、
い、獣の法律の中に畜舎というものを
入れたのかどうか、その点です。

○楠本政府委員 単なる衛生上の立場
から申しますれば、特別清掃地域内
におきまして畜舎等を設けることは望
ましくないことは申すまでもございま
せん。しかし先ほど来お話しもございま
したように、国民生活と相当関連の深い
仕事でもありますので、やむを得ない
ものとしてこの存在はある程度認めて
いこう、しかしながら他に迷惑を及ぼ
さないように、衛生的な基準あるいは
取扱いの注意を順守する、またこれを

順守させるように指導するということ
がこの法律の建前でございます。
○八田委員 そうすると現在の施設は
行政指導によってだんだん改良してい
く、そこでこれから新しく出願しよう
とする者に対してどういうお考えで
すか。

○楠本政府委員 畜舎につきましては、
新しくできる場合にも定められました
一定の基準に従っておれば、これは当
然実行できるわけでございます。しか
しながら実際問題といたしますと、基
準等を定めてある一定の規制をしなけ
ればならぬということになりますので、
勢い営業的に実施する者は特別清
掃地域或の指定地域以外の場所に行くだ
ろうということを期待いたして参
ります。

○八田委員 そこで生活保護費の問題
で、乱給という問題が取り上げられて
おるわけなんです。朝鮮人の生活保護
費の乱用についてあとで問題になると
思いますが、その乱給の中で朝鮮人が
養豚業を非常に広く行なっておって、
これが非常に問題になっておると思
うのです。実際に朝鮮人による養豚業が
何らの規制なく今日まで行われてき
ておる。これは行政指導によっても監
督によってもなかなか規制しがたいの
です。そこで六大都市の中で養豚業を
営んでおる朝鮮人の数、また生活保護
費をもらっておる朝鮮人で、しかも養
豚業を営んでおる人、こういったこと
についてすでに調査されておると思
うのですが、その点をばつきりして
いた。何も養豚業ばかりではありま
せん。朝鮮人が生活保護費をもらいな
がら養豚業その他のいろんなことを
やっ、公衆衛生上非常に問題を蔵して

おる点がたくさんあるのです。それら
について一つはばつきりとお知らせ願
いたいです。
○楠本政府委員 従来各地に問題を起
しておりました、私どもは逐次処理
したた例が多いのでございまして、こ
れらは御指摘のように主として第三
人等の施設が多いわけでございます。
しかしながらそれらのこまかい現在施
設をしておる者の数あるいはそのうち
さらに生活保護費の対象となつてい
る者の数は、いまだ調べてございま
せん。まことにこもともな御指摘で
ございまして、至急調査して、資料
をもつてお答え申し上げたいと存
じます。

○八田委員 そこで法の中に入つて参
りますが、第三条でございます。「い
い、獣取扱場又は化製場を設けよう
とする者」ということになっておる
のは、一体法律上どういう人とい
うのですか。これはあとになりま
すと管理者をあげておる場合があり
ます。ところが現行法は「所有者又は
管理者」となつておるが、そういう
この処理場について私は非常に異議が
あるのです。畜舎の点について、単
に「設けようとする者」と書いてあり
まして、何ら人格ですか、そういう
ものがばつきりしてないわけですか。
そこで私は、い、獣処理場は許可制度に
する、畜舎については届出制度にする、
こうなつておるのですが、一体「設
けようとする者」というものについて、
はつきり区分されていなければなら
ぬと思つたのです。たとえば管理者
あるいは所有者あるいは開設者あるいは
然しろうとで——しろうとという

な言葉になりましたが、自家営業的
な方、こういったように分けて明細し
ておかぬと、いろいろな問題が起つて
くると思つたのです。一体この法律の中
において「設けようとする者」に対
するところの明確な資格規定という
ものがないわけですか。あるものも
けれども、ないものもある。

○楠本政府委員 これらの「者」と書
いてありますものは、実際にその経営
に当りますところの管理者をさして
ございまして、今回の改正によりまして、
管理者と改めましたものが、また所有者
がかわりますと、あるいは管理者が
かわつたために、目的変更として畜舎に
なるようなものも出ておりますので、
かえつて取締りに不便利だ。責任を
明らかにいたします意味で、管理者と
考えている次第でございます。

○八田委員 管理者が開設者であつて
もいい、あるいは申請者であつても
いい、こういうふうな広い意味の管理
でございますね。私はこの法文を讀んで
みて、い、獣処理場というような管理
者の場合、この場合は、たとえばい
ろんな設置条件とか、あるいは公衆衛
生学的な条件を付してあるのですか
ら、そのためのい、獣処理場の管理
ということになれば、やはり専門家
ければならぬと私は思つたのです。そ
で、い、獣処理場の場合に言うところ
の管理者は、獣医師をさしているの
か。全然そういう身分的なものにつ
いては触れていない。

○楠本政府委員 身分的なものは全然
この法案ではさしてございませぬ。
○八田委員 それから時間がないので
簡単にするようというのでありま

すから、簡単にいたしますが、第四
条の問題です。この設置場所の点で
ございますけれどもいろいろな設置場
所について一、二、三と分けて、こ
ういふふうな書いてございまして「人
が密集している場所」「飲料水が汚
染される虞のある場所」あるいは「そ
の他都道府県知事が公衆衛生上害を
生ずる虞のある場所」として指定す
る場所として指定する場所」
こういふふうな書いてありますけれど
も、具体的例示ということになりま
すと、これは非常にお困りになると思
うのでありますが、この中で一番人
が密集している場所の除外例として
まして、先ほど楠井君もちょっと触
れておられました、病院、結核療養所
などにおいて、盛んに養豚業とかある
いは養鶏業が行われているのです。す
ると非常に患者に対する面から考
えまして、ある規制を加えなければ
ならぬ、こう思つたのであります。と
ころがこの場合、一体結核療養所
における養豚業に対して、設置場所
としてこの部分に入つて参りますか。また今
までそういったことに対して、具体的
に何か、これは非常に公衆衛生上
悪いというふうな指示を与えられて
おつたことがあるかどうか、お知
らせ願いたいと思つた。

○楠本政府委員 この第四条に示して
ございまして、法律上当然の措置と
して場所の制限がございまして、こ
の第四条は、これは化製場及びい、
獣処理場のみ適用される規定でござ
いまして、先ほど話の出ました畜舎
の点につきましては、これは特別清
掃地域の中において特に衛生上支障
を生ずる場所というので、たとえば
観光地であ

とか、あるいは病院の近くであるとか、場所を選んだわけでございます。従いまして第四条の場所の制限は、これは畜舎にはこの法律では関係がないというように相なっております。

○八田委員 刑罰規定の問題ですが、第十条に今度刑罰規定を設けられていたものでありますが、懲役六月月であったものが今度一年に直した。あるいは罰金刑を非常に多く改正したという、この根拠でございます。これについてお伺いしたいと思っております。

○楠本政府委員 これには二つの理由がございます。第一は、罰則は他の法案との関連あるいは他のさまざまな罰則との調整をはかっていく必要がございます。従来、法務省の専門当局に言わせると、若干この点に欠けていた点があるかに指摘されておりましたので、この点を他の法令との関連において整理したことが一つでございます。

第二点は、従来これらの施設がややもすると傍若無人に他に迷惑をかけておりますにもかかわらず、比較的罰則が軽かったという点から、この点を整理したのが第二の理由でございます。しかしながら私もいたすに罰則を強化することによって問題を解決しようという趣旨では毛頭ございません。

○八田委員 そこで私、罰則規定という関係の畜舎の構造設備の基準との関係において、いろいろと質問をいたさなければならぬのですけれども、時間がありますので、それは省略いたしますが、ただ畜舎の構造設備の基準を政令でお定めになる以上、やはり罰則規定との見合いにおいてお考えをやっていただきますと、ただ経済法規の

バランスをとるからこういう方法をとったんだというふうであると、私は少し詳しくお聞きしなければならぬ問題が起ってくるわけですね。その点については、時間がございますので、あとで政令でお定めになるそうでございますから、その点についてはまたいろいろとお知らせ願いたいと思っております。

○楠本政府委員 ネコにつきましては、従来私もほとんど苦情を処理したこともございません。またネコは大体実情からみても、各家庭でネコが好きといつても、そう多数に商業的にこれを飼うということもないようでありまして、のみならず、ネコは多少集団的になりまして、犬ほどは周囲に迷惑をかけるもののように考えておられる次第でございます。

○八田委員 ネコの問題になるといろいろ実は意見があるのですけれども、ただここで私思うのですが、畜舎の問題についていろいろ規制を行なっておられますが、アヒルとか、犬とか、それからヤギ、こういうものは外にずっと出る場合があるのです。ところが最近有機燐製剤とか殺鼠剤をまくので、家畜の被害がたつきに上っているわけですね。たとえば有機燐製剤をいろいろなふうに使ってよく、そこに入った犬は死ぬわけですね。こういう犬が死んだ場合、これは営業をした人にとっては非常に問題です。

そういうことに対して、たとえば補償と申しますか、何か保護的な面がございませうか。

○楠本政府委員 御指摘のように、最近農業あるいは殺鼠剤等によりまして犬、鶏等の被害がかなり出ておられて、まことに遺憾に存じておられる次第でございます。しかしながらこれらうち、有機燐製剤の農薬及び殺鼠剤のうち、フトラールだけはきわめて危険性が多しことを考えまして、私どももいたしましては、その散布その他につきましていろいろ規制を設けて、農林当局その他も十分連絡をして指導いたしておりますが、いまだ徹底の域に達しないことをまことに残念に存じておられる次第でございます。

○八田委員 そこで、へい、獣処理場畜舎の問題に關係いたしまして、日本はこれからほとんど蛋白質資源を得るという意味で酪農方面に大いに進出していかなければならぬわけですね。特に先ほど滝井委員も言っておりましたように、わが国は魚資源にたよっておりますが、肉資源にたよることが非常に少ない。肉の消費というものを諸外国と比較してみれば、たとえば豪州の一年間、アメリカは七十六キロです。ところが日本はわずかに四キロ、こういうように肉の消費高というものは非常に少ない。だから、肉消費を大いに高めて、蛋白質資源において、豊富な状態に導きたい、こういうことであると思いますが、一番隘路となっているのは飼料の問題です。飼料について、雑草の資源を大いに利用しているというところが今日考えられるおられるわけですね。大体こういう牧草地帯というものがわが国において

五百万町歩くらいあるといわれておるが、この草資源の利用について厚生省は一体どういふふうにお考えになっておるか、またこの草資源の利用について今までは全然考えておらなかったが、今後は大いに指導啓蒙していかなければならないというふうにお考えになるかどうか、その点一つお知らせ願いたい。

○楠本政府委員 全く御指摘の通りでございます。日本の畜産の振興しなす。従いまして、飼料といたしましては、なにかんぞ採草地の開發が不十分であるということによることは御指摘の通りでございます。しかしながら、これら採草地の開發問題につきましては、主としてこれは農林省の所管に属してございまして、私どももいたしましては、絶えず畜産を振興いたしまして、国民の食生活を改善するという建前でも農林省と折衝をいたしておる次第でございます。従いまして、今後よく農林当局と連絡をいたしまして、日本に最もたくさんございまして、しかもまだ未開發の採草地の開發及び牧草のいろいろ改良について農林省に強く申し入れをし、相ともに畜産の振興をいたして参りたい、かように考えております。

○八田委員 へい、獣処理場の問題についてはこれくらいいいたしまして、次に採血及び供血のあつせん業取締法について二、三質問をさせていただきます。

この採血及び供血あつせん業取締法の目的のところ、第一条に、「被採血者の保護を図ること」というふう

書いてございますが、被採血者の保護というものは、一体どういふことをお考えになつてこういう条文ができたか、それは具体的にどのような保護を加えようとするのか、この点についてお知らせ願いたい。

○楠本政府委員 この被採血者の保護につきましては、経済的な保護と健康上の保護と二つあると思っております。それでこの条文の書き方といたしましては、健康上の保護につきましては、主として、その前にございまして、「血液製剤の製造等に伴う採血によつて生ずる保健衛生上の危害を防止し」といふところを認めておられます。ただいま御指摘の「被採血者の保護を図ること」という文句につきましては、これは主として経済上の保護と考えております。具体的には第七条にございまして、具体的なあつせん手数料が問題になつておると思つて、従来被採血者が高いあつせん料を取られておる、あるいはその他の名目によつて金銭を取られておるという事情がございまして、適正な手数料をきめて、業者としても仕事をやつていけるようにし、被採血者としても暴利をむさばられぬようにする、こういうふうにしたらいと思つておるのであります。

それに関連いたしまして、第五条に、「血液の買入価格等に関し必要な指示をすることができ」という規定がございまして、これもそういう気持でございまして、買入れ価格というのは一応自由でございまして、非常に安い価格で買えるというふうな場合におきましては、被採血者の経済上の保護になりませんので、適当な指示を加えたらどうかということですが、

第一類第七号 社会労働委員会議録第四十九号 昭和三十一年五月二十五日

一応直接に考えますのはこの二ヶ条であらうと考えております。

○八田委員 非常に消極的な保護だけを今教えていただいたのですけれども、これは先ほど滝井委員もちょっと触れておりましたが、供血行為というのは、言葉は悪いけれども、からだを張ってやる仕事であって、売春行為と全く同じである。売春法におきましては、あつせん業者を厳重に取り締めて、あつせん業者をわが国からなくそう、こういう意欲が少くとも法律の上で生きておるわけでは、ところが、同じようにからだを張って生活の資を得ようとするところのこういう同じような業務に対してあつせん業者を認められた理由についてですが、実際を言うならば、こういうものは公的事業として国家でもってやるべき仕事であつて、あつせん業者の存在を許すような法律の作成という点について私は非常に疑問を持つのですが、一体どうして給血あつせん業者を認められたのですか。

○森本政府委員 ごもつともな御質問でございます。この点につきましては、給血あつせん業者という業態を禁止するという考え方も一つあります。いろいろ研究はいたしましたのでございますが、結論といたしまして、現在の通り許可制にして置いておく方が適当ではなからうかということになつたわけでございます。

第一の理由といたしましては、今後血液の利用は、生血という形でなしに、保存血という形においてやって参りたい。生血の場合におきましては、多くの場合、血液型の問題であるとかあるいは病菌の問題でありますとか、

いろいろな事故が起つておりますので、そういう事故が起ることのほとんどないところの保存血という方法で血液を使用したらよいのではないかと思ひます。従ひまして、ここ数年の間に、おそらく大部分のものは保存血という形で供給されなければならぬと考へます。さういふことになりまして、保存血の普及によりまして、輸血業あつせん協会のさういふ形のもの自然になつていくだらう、こういう見通しがついておるかと考へます。

それから第二には、先ほど申しましたように、現在百五十名ばかりの既存の業者があるわけでございます。これに対して禁止をする、ということは一応現在保持しておりますところの営業の自由を剝奪する、さういふ措置にならうかと思つておるかと考へます。許可制にするのも一つの営業の自由に対する制限ではありますけれども、禁止と制限の間にはおのずから差があるかと思つておるかと考へます。さういふ点からいまして、許可制にしてこれを厳重に監督していけば、現在考へておるような弊害は最小限度にとどめられる、あるいはなくなるじやないか。従ひまして、禁止までいかに許可制で監督をすればよいじやないだらうか、さういふ考へておるかと考へます。

それから現実の問題といたしまして、現在多くの医療機関におきましては、生血を使つておるといふのが実情であります。ある面におきましては、さういふものの存在が病院側としては便利だといふ点もございまして、かかる場合には、自分の間さういふものを認めておくのも適当じやなからうか。およそ右申しましたような三つの理由によりまして、許可制によつて規制をするという考へ方になつたわけでございます。

○八田委員 第四条の問題ですが、第4条のところで「病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみ原料とする旨で採血しようとするときは、この限りでない。」さういふふうに書いてございまして、ここで私問題にいたしたいのは、病院または診療所の開設者、さういふことが書いてございまして、これは医療法との関係を考へなければならぬわけでは、開設者というものは、非医者でも開設者たり得るわけでは、現在の病院、診療所の運営機構というものは、診療行為に関する一切の責任者、管理者においてやることになつておるわけでは、採血という行為は、明らかに医療を前提とした行為でございます。これに対して、非医者であつてもいさうな開設者を許したといふこと、この点について、特別に開設者だけをあげておられるところ、何か意味があると思つてございまして、なぜ管理者を除かれたか、この点について御答弁を願ひたい。

○森本政府委員 第四条の規定は、採血する際に、採血を業としてやろうとする者は許可を受けなければならぬといふ程度でございまして、ただし書におきまして、院内需要のために病院または診療所等の医療機関が採血する場合に、許可が要らない、さういふ規定でございまして、それでたゞいま御指摘になりました病院または診療所の開設者の中には、非医者もあるではないかといふことでありますが、これは医療法によりその通りでございまして、しかしながら、現実には採血をいたします者は、医師に限られておるわけでございます。この法律第十四条におきましてこの採血をする行為は、はつきり医療に該当するといふことをうたつておるわけでは、その点において、現実には採血をする者は医師であるといふことが明らかであります。ただ、さういふ採血行為を業としてやることについての許可を受ける者は、病院を管理経営する責任者であるところの開設者が受けるものである、さういふ考へでさういふ表示をしたわけでございます。

○八田委員 どうもその点がはつきりしない、業としてやる場合は開設者であろうと管理者であろうとかまわなないのだといふ考へであります。ところが業とするといわれましても、非医者がたとへば業としてやる場合に、血液製剤のみの原料について開設者が考へる場合がありましよう。ところがそれ以外の目的をもつて医師に強要するといふ場合もあり得るわけでありまして、さういふ場合に一体医師としてどうしたらいいのだといふような、いろいろな困難な立場に陥る場合も考へられるわけでは、私としては、むしろ開設者といふのは、ばく然としたいろいろな点において管理の面において問題にせざるを得ないような点がたくさんあげられてくるわけでは、さういふ開設者に与えるよりは、むしろ管理者としてばつきりと与えられた方がいいのではないか。採血するのは医師で、しかも医療行為の前提です。さういふ大切な人体に対して、非医者であるところの開設者、これは業として他の業を考へておる場合もあり得ると考へる、さういふ場合に対して私は疑問を生じてくるのです。さういふのは、先ほど第三条について政令であらたに指定するもの、これはかまわなないのだとさういふようなこともありますが、さういふと、今日の給血をやる常習者になつておられる人々には、大体五万人ほど数字があげられておりますが、この人々の大部分は、全血比重をはかつて参りますと、これは規定外の人が多いのです。大体給血をやつておる人々の比重をはかつてみますと、基準を非常に下回つておるのです。さういふものは一体どういふふうになされるのですか。先ほどあなたはそのさういふ基準を合はなないものは化粧品に回す、もちろんほかのいろいろな用途も考へられますけれども、特にプラスチック・バッグは化粧品に用いるのだ、さういふことを言つておられる。ところがプラスチックをちゃんと代用血液として営業しておる会社があるわけでは、さういふと、いろいろなふうにつけて参りますと、開設者といふ点について非常に問題を残すといふ点が考へられるわけでは、

いったものが使われておるかということをお調べになりましたか。

○森本政府委員 このブラスマン・パックという化粧品は顔に塗りますおしろいのような薬でございます。そういう用途に使われておる。それを認めていいかどうかという問題でございます。これは先ほど申しましたように、ガンマー・プロリンと申しますものは、これははしかの治療に必要なものでございます。血清であります。これはどうしても必要である。それを取りました残りも捨てるか、何かに利用するかということになるわけでありませう。捨てるのはあまり意味のないことでございます。かりに使用する用途がございませう。ただいま申しましたように、かりに化粧品でありませう。そういうことに使えるならばこれに使ったらいいのではないかと、そういうことになるかと思ひます。そういう意味で現在認めておるわけでございます。

それからなお申しましたブラスマン・パックを製造しておる会社の名前あるいは数量等、ただいま手元にはございませんが、調べればわかることでございます。後ほどお答え申し上げます。たいと思ひます。

○八田委員 それと関連しまして、今日、化粧品に対するところのそういう法律はないわけでございます。いろいろな化粧品に対しては問題がたくさんあるのです。これからのいろいろとそういう抜け道を防ぐための法律を作らなければならぬ。さらにまた化粧品によっていろいろな障害が起つておるのだ、それで化粧品に関する法律をお作りになる考えがあるかどうか。

○森本政府委員 化粧品規制につきましては現行の薬事法の対象になっておることでございます。薬事法の中には医薬品と用具、それから化粧品、三種が対象になっております。従いまして化粧品を製造しようとする者は登録をしなければならぬ、それから一定のものにつきましては全部一定の基準を作りまして、それに従つたものなれば作つてはいかぬというような規制の方法もございませう。一応現在の薬事法の適用の方法によりまして、化粧品製造について必要なものは規制ができる、こういう建前になっております。

○八田委員 それは局長、非常に簡単に考へておられるのです。今日、時間がございますから私あまり触れませんけれども、今日いろいろな化粧品の中にベニシリンなんかの抗生物質を入れて、抗生物質の乱用によつて、今日非常にベニシリン・ショック死というものが起つてきているわけですね。そういうものに対しては何ら押えていないのじゃありませんか。ひげそりクリームの中にベニシリンを入れておる、こういうこともわかつておるわけですね。これが私にはベニシリンの乱用だと言つておる。そういう場合に何か薬事法に照らしてこれを押えられる条項がございませうか。

○森本政府委員 それは先ほど申し上げましたように、化粧品につきましても必要な基準を作つて規制することができませう。ただいまお話のようなものにつきましても必要があれば考へます。

なおベニシリン云々のことでありますが、これはなお真にそれが必要であるかと思ひます。

ればさうな規制をする必要があるかと考へておられます。

○八田委員 あと一つだけにとどめですが、この給血をする人の健康保持に対する義務規定がその中にならぬわけですね。給血する人は自分の血を病人に与えるわけですから、やはり権利ばかりではなくて義務規定が必要であらうと私は考へるのです。その義務規定がどこにもないので、一体、給血する人の義務規定はどこにございませうか。

○森本政府委員 給血する人の多くは、普通のしるうとでございます。あるいは自分の健康である、あるいは自分の血液に病毒はないと考へておるといたしまして、これは医師の診断によらなければわからないわけでございます。従いましてそういう最後の、健康上支障ありやいなや、この血液は純潔でありやいなや、この判定は医師に待つよりほかにないと思ひます。そういう意味におきまして、被採血者にそういう義務を課するのは無理であらうと思ひます。採血する医師におきまして採血する場合に健康診断をする、それから健康診断をした結果、採血しても支障がないという判断を下したならば採血をする、こういうふうな採血者の義務という形での法律の十三条に規定をしておるわけでありませうか。

○八田委員 その点非常にばく然としておるのですが、これは医療の問題です。採血者だけに義務を課して、給血者には何らの義務を課さないというところは、これは全く問題があるのです。この点については時間がございますから私深く追及をいたしませんけれども、やはり血を提供する者と、

それをとつてやる人との間には——給血者にも健康である、また健康を守るという義務があるわけですね。これらに定を置くべきです。それができなかつたならば、保護という問題についてあまりにも消極的な面だけ考へておられるからそういうことになつたと私は思ふのですが、この点について十分政令等において研究されることを希望いたします。時間がございますので私の質問を終わります。

○野澤委員 一つだけ基本的な問題です。から次官または局長でけつこうです。が伺いたい。この採血及び給血あつせん業取締法というものは、大体自然発生した業態に対する取締りの法律だと思ふのです。そこでむしろこれは血を供給する人も、また給血する人も国家的に管理する必要があるのじゃないか、そういう面から公的機関で製造する、従つて自由営業だというふうな局長のお考へであつたが、その考へ方は経過的に正しいと思ふのです。それでなしに、少くとも公的機関によつてこれをやるか、半公営でやるかという基本的な問題について厚生当局としてどういう考へでおられるのか、あるいは予算措置等をもつても府県単位に血液の製造銀行を持つ、こういう考へ方が最も正しい行き方だと思ふのですが、これに対する御見解だけ承わつて私はやめたかと存じます。

○山下(春)政府委員 非常に人道上の重大な問題でございますから御指摘の通り私は公的機関によつて保護その他の面をよく考へつつ行つべきものと思へますので、御趣旨に沿つて考へを固めたいと存じております。

○佐々木委員 他に御発言はありませうか。——なければ両案に対する質疑は終了したものと認めます。

次に両案を一括して討論に付するのではありませんが、討論の通告もありませんので、これを省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○佐々木委員 御異議なしと認め、そのように決します。
両案を一括して採決いたします。両案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕
○佐々木委員 起立議員、よつて両案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なおただいま議決いたしました二法案に対する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○佐々木委員 御異議なしと認め、そのように決します。
次会は来たる二十九日火曜日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時十分散会

〔参照〕
い、猥褻処理場等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
採血及び給血あつせん業取締法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年六月一日印刷

昭和三十一年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局